

(平成23年1月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	55 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から49年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間①について、私は、昭和48年10月の婚姻後、A町からB県C市に転居した49年1月に国民年金の住所変更手続を行っており、その後、同市役所から未納となっていた国民年金保険料の納付書が送られてきたので、近くの同市役所出張所で保険料を納付した記憶がある。

申立期間②について、前後の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の3か月のみの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳から国民年金に加入し、婚姻後は任意加入に切り替え、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、婚姻によりA町からB県C市に転居した昭和49年1月頃に国民年金の住所変更手続等を行ったとしているところ、D社会保険事務所（当時）が保管する「国民年金手帳記号番号払出簿」には、48年11月21日のC市への転居記録があるほか、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）にも49年4月20日にE社会保険事務所（当時）への移管記録がある上、同年1月30日に強制加入被保険者から任意加入被保険者に切り替えられていることから、未納となっていた申立期間①の国民年金保険料納付書が、申立人に送付され、保険料納付意識の高い申立人が申立期間①の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②について、その前後の国民年金保険料は納付済期間であ

り、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、任意加入期間3か月の保険料を未納のまま放置することは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月、同年11月及び60年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月及び同年11月
② 昭和60年12月から61年3月まで

私は、昭和57年6月に国民年金の加入手続を行った後、同年12月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで国民年金保険料を納付しており、申立期間①の国民年金被保険者資格を喪失する手続を行った覚えはなく、申立期間①の保険料についても納付したはずである。

また、申立期間①の後、公的年金への未加入や保険料の未納が無いように気を付けていたので、申立期間②の国民年金保険料も納付したはずである。

申立期間が国民年金に未加入、又は保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納期間はないことから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は昭和57年10月1日に国民年金被保険者資格を喪失したこととなっているが、同年6月1日に任意加入により同被保険者資格を取得した申立人が、厚生年金保険に加入する以前の同年10月に同被保険者資格を喪失することは不自然である上、当該資格喪失日について、申立人の国民年金手帳には申立期間①後の同年12月1日に資格喪失したと記録されていることから、当時、申立期間①は国民年金の加入期間であり、申立人は申立期間①の保険料を納付していたものと推認される。

さらに、申立期間②については、オンライン記録により、昭和62年7月に、

申立人に国民年金保険料の納付書が作成されていることが確認でき、その時点で申立人が納付可能な保険料は申立期間②の保険料のみであることから、当該納付書は申立期間②の納付書であったと考えられ、保険料納付意識の高かった申立人が、保険料の納付書の交付を受けて申立期間②の保険料のみを納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、A県庁で働いていた私の父親から、国民年金は権利であり義務でもあると教わっていたので、未納期間が無いように国民年金保険料を納付していた。たとえ3か月といえども、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和46年9月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの175か月について、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、B市及びC市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿から、i) 昭和58年9月までの国民年金保険料はB市で納付していること、ii) 申立人は58年10月11日から59年4月21日までC市に居住していたことが確認できるが、納付記録がある58年10月から同年12月までの保険料は、両市で現年度納付された形跡が見当たらないことから、59年5月以降にB市で過年度納付されたものと推認でき、保険料納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は昭和59年4月に再婚しているところ、58年11月頃から既に再婚相手及びその母親と同居していたと申立人は述べており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できなかった状況にあったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1857

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から49年3月まで

私は、20歳になりA町（現在は、B町）役場から国民年金への加入案内通知がきたこと、及び周囲の人から加入するように言われたことから、昭和45年8月頃、私が同町役場で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付した。

また、昭和48年1月に結婚した後は、夫の国民年金保険料と一緒に納付している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、昭和50年8月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人の年金手帳が婚姻後の姓で発行されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、その時点では、申立期間のうち45年8月から48年6月までは時効により保険料を納付できない期間であるほか、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

しかしながら、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和50年度以降の国民年金加入期間において、申請免除期間を除き、保険料を全て現年度納付しているほか、婚姻後は自身の国民年金保険料と一緒に申立人の夫の同保険料を納付していたとしているところ、A町の被保険者名簿により、昭和50年7月から申立人の夫が厚生年金保険の被保険者となる直前の59年1月まで、夫婦の保険料が同時に納付されていることが確認でき、申立人の夫に

についても保険料の未納が無いことから、申立人は、保険料納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に発生した過年度の未納保険料について、郵便貯金を下ろし一括で納付したとしているところ、申立期間直後の昭和49年度の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、納付意識の高かった申立人は、加入手続を行った時点で過年度納付が可能な昭和48年7月から49年3月の保険料についても併せて過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、当時、父親の急死により、それまで勤めていた会社を退職し、A市から実家のあるB町に戻り、自営業を手伝うことになった。同町役場に転入届を提出した後、同町役場から国民年金保険料の納付書が送付されてきて、その納付書を持参して役場の窓口で保険料を納付しているはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である。

また、申立人の国民年金記号番号は、B町の被保険者台帳管理簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査により、昭和50年7月から同年9月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

さらに、今回の申立て時に、申立人のオンライン記録とB町の被保険者名簿の納付記録が不一致となっている期間があることが判明し、オンライン記録の昭和52年4月から同年6月までの期間及び53年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料納付記録が、平成22年10月7日付けで未納から納付済みに訂正されていることから、行政側の記録管理に不備があったものと認められる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納が無く、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私は、20歳になった後、しばらくは国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和50年11月にA市役所の集金人が自宅に来たことを契機に国民年金に加入した。当時は収入があったので、未納であった昭和43年2月から50年3月までの国民年金保険料の全額を納付することとし、集金人に金額を計算してもらい現金を渡した。

後日、集金人から年金手帳と当該期間の領収書を受け取り、全額納付したので安心して領収書をそのまま保管していたが、今回、年金事務所で年金の相談をしたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。

私は国民年金保険料を全て納付しており、納付済みとされている期間の領収書と一緒に申立期間の領収書も集金人からもらっている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、60歳に到達するまでの期間に国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が昭和43年2月から50年3月までの国民年金保険料を一括納付したとする50年11月は、第2回特例納付（昭和49年1月から50年12月まで実施）の実施期間内であり、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）等により、申立人は、一括納付したとする期間のうち、43年2月から47年3月までの国民年金保険料を特例納付、48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付により一括納付していることが確認できるが、その時点で申立期間の保

険料についても特例納付が可能である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を一括納付した際、A市の集金人が、納付すべき保険料額を計算して納付書を作成してくれ、そこに記載された額の現金を渡したところ、集金人は、その現金と納付書を持ち帰り、翌日、領収印が押された納付書・領収証書7枚を持参してきたとしており、その際に申立人が集金人から受け取りそのまま保管していたとするその納付書・領収証書の中には、領収印が押されていない申立期間のものも含まれており、申立人は、未納であった国民年金保険料を全て納付したと認識して領収印が押されていない納付書・領収証書を保管していたものと推認できるほか、作成された7枚の納付書のうち申立期間の1枚分のみを除外して保険料を納付する理由も見当たらない。

加えて、A市では、特例納付及び過年度納付の国民年金保険料についても収納していたと推認される記録もあり、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社から支給された申立期間の賞与（精勤奨励金）に係る標準賞与額の記録が確認できない。同社は、年金事務所に対し賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された精勤奨励金支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記精勤奨励金明細書における厚生年金保険料控除額から（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社

会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 43 件（別添一覧表参照）

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
3199	女		昭和56年生		平成18年10月25日	15万円
3200	女		昭和54年生		平成18年7月25日	15万円
3201	女		昭和54年生		平成19年3月23日	15万円
3202	女		昭和54年生		平成18年8月25日	15万円
					平成19年4月25日	12万5,000円
3203	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年5月25日	15万円
3204	女		昭和53年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年1月25日	15万円
					平成19年7月25日	15万円
3205	女		昭和52年生		平成18年8月25日	15万円
					平成19年2月23日	15万円
					平成19年8月24日	15万円
3206	女		昭和52年生		平成18年11月24日	15万円
					平成19年5月25日	15万円
3207	女		昭和54年生		平成18年11月24日	15万円
					平成19年5月25日	15万円
3208	女		昭和54年生		平成18年11月24日	15万円
					平成19年5月25日	15万円
3209	男		昭和55年生		平成18年11月24日	15万円
					平成19年5月25日	15万円
3210	女		昭和58年生		平成18年11月24日	15万円
					平成19年5月25日	15万円
3211	女		昭和53年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年1月25日	15万円
3212	女		昭和56年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年1月25日	15万円
3213	女		昭和53年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年1月25日	15万円
3214	女		昭和55年生		平成18年7月25日	15万円
					平成19年1月25日	15万円
3215	女		昭和53年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3216	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円

別紙2【厚生年金あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
3217	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3218	女		昭和54年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3219	女		昭和60年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3220	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3221	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3222	女		昭和55年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3223	女		昭和53年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3224	女		昭和59年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3225	女		昭和57年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3226	女		昭和58年生		平成18年10月25日	15万円
					平成19年4月25日	15万円
3227	女		昭和55年生		平成19年4月25日	15万円
3228	女		昭和56年生		平成19年4月25日	15万円
3229	女		昭和61年生		平成19年4月25日	15万円
3230	女		昭和62年生		平成19年4月25日	15万円
3231	女		昭和59年生		平成19年4月25日	10万円
3232	女		昭和59年生		平成19年4月25日	15万円
3233	女		昭和55年生		平成19年4月25日	15万円
3234	女		昭和55年生		平成19年4月25日	15万円
3235	女		昭和55年生		平成19年4月25日	15万円
3236	女		昭和58年生		平成19年4月25日	15万円
3237	女		昭和56年生		平成19年4月25日	15万円
3238	女		昭和56年生		平成19年4月25日	15万円
3239	女		昭和57年生		平成19年4月25日	15万円
3240	女		昭和57年生		平成19年4月25日	15万円
3241	女		昭和56年生		平成19年4月25日	15万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、47万5,000円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の29万9,000円とされているが、申立人は、申立期間について、標準賞与額(47万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を47万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月15日

年金記録では、A社から支給された申立期間の標準賞与額が実際に支給された賞与額と相違している。

同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の給付に反映されていないので、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初29万9,000円と記録されていたところ、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月30日に47万5,000円に訂正されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(47万5,000円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(29万9,000円)となっている。

しかしながら、A社が保管する給与支給明細書により、申立人は、申立期間

について標準賞与額 47 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額については、47 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に誤った健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したとして、平成 22 年 8 月 10 日に当該届出の訂正を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額 47 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を4万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月14日

年金記録において、A社から支給された申立期間の賞与（燃料手当）に係る標準賞与額の記録が漏れていた。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する賞与集計表により、申立人は、平成17年10月14日に同社から賞与（4万9,000円）の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（4万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社B出張所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和24年5月10日、同資格喪失日は同年11月27日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和24年5月から同年8月までは3,000円、同年9月及び同年10月は3,500円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和27年5月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月から21年4月1日まで
② 昭和24年5月から同年11月まで
③ 昭和27年5月から28年5月1日まで

申立期間①は、E学校卒業後、A社入社し、同社F出張所、同社G出張所及び同社H出張所にI職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、A社J出張所から同社B出張所に異動し、I職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和27年5月から39年5月までC社にI職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社K支店が保管する申立人の社員名簿により、

て厚生年金保険被保険者資格を昭和24年5月10日に取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社同出張所における同資格喪失日は、社員名簿で確認できる退社日の翌日の同年11月27日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社M出張所の被保険者名簿に記載された申立人の標準報酬月額の記録から、昭和24年5月から同年8月までは3,000円、同年9月及び同年10月は3,500円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、D社が保管する辞令簿及び申立人の職員票により、申立人が同社において昭和27年5月1日に正社員として採用され、申立期間③において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者16人に照会したところ、回答が得られた14人のうち正社員として入社したと供述する者9人のうち7人については、いずれも、自身が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日がほぼ合致していることが確認できる。

さらに、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和28年5月1日と記載されているが、資格取得届における社会保険事務所の受付印はその1年以上後の29年6月10日付けであることが確認できるほか、同資格取得届に記載された他の被保険者の資格取得日も19年11月1日から29年1月1日までであることから、事業主は、これらの被保険者の資格取得日をいずれも遡って届け出たことが確認できる。

一方、当該事業所は、前述の資格取得届とは別に、代表者印が押された昭和27年5月19日付けの資格取得届を保管しており、これは、社会保険事務所の受付印が無いことから同事務所に提出されたものではないと考えられるものの、同資格取得届において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年5月1日と記載されていることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、当初、申立人を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えるのが妥当である。

なお、上述の正社員であったと供述する者9人のうち、自身が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日が合致しない二人のうち一人については、申立人と同様に、昭和27年5月19日付けの資格取得届に記載された資格取得日が同年4月1日である一方で、29年6月10日受付けの資格取得届に記載された同資格取得日は28年5月1日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上述の昭和 27 年 5 月 19 日付けの資格取得届に記載された報酬月額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、上述のとおり、昭和 29 年 6 月 10 日受付けの資格取得届により、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を 28 年 5 月 1 日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る 27 年 5 月から 28 年 4 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、A社K支店が保管する申立人の社員名簿により、申立人が昭和 19 年 3 月 18 日に同社F出張所で採用され、申立期間①において同社同出張所等で継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によれば、A社F出張所、同社G出張所及び同社H出張所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無く、同社K支店に照会したところ、「当社本社が厚生年金保険の適用事業所となり、同保険料の給与からの控除を開始したのは昭和 19 年 10 月 1 日からであるが、社員名簿以外の当時の資料は廃棄済みであるため、申立期間①において出張所に勤務していた申立人の給与から同保険料を控除していたかどうかは不明である。」と回答しており、申立期間①における申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、A社の被保険者名簿によれば、申立人が同社に同期入社したと供述する同僚二人のうち一人については、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 21 年 2 月 1 日であることから、申立期間①の大半において同保険の被保険者であった形跡が無い上、同人は既に死亡していることから、申立期間①の同社における厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、生存及び所在が確認できた他の一人については、同社で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に照会したところ、「申立人はE学校の同窓生であるが、私は卒業後すぐにO地域に行き、軍の仕事に就いたので、A社に勤務したことはない。」と供述しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人が前述の二人のほかにA社の出張所で一緒に勤務したと供述する者一人については、同社本社の被保険者名簿によれば、昭和 19 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、同人は、「私はA社に昭和 18 年 4 月に入社し、19 年 8 月から同社G出張所で申立人と一緒に勤務したが、兵役に就いた同年 12 月からは厚生年金

保険に加入しているものの、同月以前の期間については同保険の加入記録が無い。また、同保険に加入する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述していることを踏まえると、当時、同社では、同社出張所に勤務していた者のうち兵役に就いた者については、当該時点から同社本社で厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったことがうかがわれるものの、申立人は申立期間①において兵役に就いた者ではないことから、同人とは取扱いが異なっていたものと考えられる。

加えて、A社の被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年10月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者14人に照会したところ、回答が得られた8人が供述する資格取得時の勤務先は、それぞれ本社が4人、P支店が2人、Q支店及びO支店が各一人であり、同社出張所に勤務していた者は確認できず、ほかに申立期間①において、同社出張所に勤務していた者を同社本社で厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和46年11月1日から47年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を46年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年2月1日まで
昭和46年10月1日から47年3月31日まで、B省C局D部で非常勤職員として勤務した。
当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年11月1日から47年2月1日までの期間について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間においてB省C局D部で非常勤職員として勤務していたことが推認できる。

また、D部では、「当時、非常勤職員は、全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、申立人が同期採用の同僚として名前を挙げた同職種の同僚は、「D部では、非常勤職員については、採用と同時に全員、厚生年金保険に加入させており、私は当該期間において、申立人と一緒にE市に所在したD部本部で勤務していたが、厚生年金保険は、採用と同時に同本部の下部機関であるA事業所で厚生年金保険に加入している。」と供述している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、当該期間に

において厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の記録が確認できる別の同僚からも、「私は、当該期間中に申立人と一緒にD部本部で非常勤職員として勤務していたが、厚生年金保険は、採用と同時に同本部の下部機関であるA事業所で加入した。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間当時、事業主は、D部本部で勤務する非常勤職員の一部について、同本部の下部機関であるA事業所で厚生年金保険に加入させる取扱いをし、申立人は、申立期間のうち昭和46年11月1日から47年2月1日までの期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における被保険者資格取得日と雇用保険の記録における被保険者資格取得日は、いずれも昭和47年2月1日となっており、資格取得日は同じであることから、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年11月から47年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、D部本部では、「当時の資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

また、申立人が同期採用の同僚として名前を挙げた同僚は、「私は昭和47年11月にD部本部で非常勤職員として採用となった。」と供述している上、この供述は、当該同僚の厚生年金保険の加入記録と符合する。

さらに、D部本部及びA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚に照会したが、いずれの同僚からも申立人の当該期間における勤務をうかがわせる供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案3246

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月1日まで
申立期間は、夫が経営するA社に勤務し、月額20万円の給与が支給されていた。
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成7年9月30日より後の同年10月18日付けで、5年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間中に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚20人のうち、事業主を含む5人（申立人を除く。）が、申立人と同日に、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の従業員の供述によると、申立人及び同僚5人の標準報酬月額が遡及訂正処理された当時、当該事業所は2回目の不渡り手形を出し、事実上倒産したとしており、当該事業所の経営が破綻していた状況がうかがえる。

加えて、申立人は、当該事業所の代表取締役の妻であり、申立期間当時、当該事業所の取締役であったものの、複数の同僚の供述によると、「申立人は、A社において、社会保険事務を担当していなかった。また、同社の印鑑を管理していたのは代表取締役であり、代表取締役以外の者は社印を使用できなかった。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の遡及訂正処理に係る権限を有していなかったと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 20 万円と訂正することが必要と認められる。

北海道厚生年金 事案 3247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月22日から同年11月1日まで
昭和33年10月にA社に入社し、36年に同社の関連会社であるB社へ異動となった。

両事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚が所持している給与明細書の写し及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びその関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和36年11月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険

事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和50年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月30日から同年7月1日まで

昭和33年9月1日にB社に入社した後、59年2月21日にC社を退職するまでの期間は、D企業グループの会社に継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間当時は、A社からE社に異動した時期であるが、当該期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、A社及びE社の回答から、申立人は、D企業グループの会社に継続して勤務し（昭和50年7月1日にA社からE社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和50年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関係資料等が無く、厚生年金保険料を納付したか否か不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和50年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月

30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

平成 19 年 12 月 28 日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。同社では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（12 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

平成 19 年 12 月 28 日にA社から支給された賞与について、標準賞与額の記録が確認できない。同社では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、平成 19 年 12 月 28 日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与に見合う標準賞与額（1万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和37年3月1日、同社C事業所における同資格取得日に係る記録を40年4月22日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①は2万円、申立期間②については3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月1日から同年4月2日まで
② 昭和40年4月22日から同年5月1日まで

昭和35年11月1日から42年12月4日までA社に勤務していたが、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①は、A社C事業所から同社本社に異動した時期であり、申立期間②については、同社本社から同社C事業所に異動した時期であるが、両申立期間においても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険被保険者記録、B社の回答及び複数の同僚の供述から、申立人は、A社に継続して勤務し（申立期間①はA社C事業所から同社本社に異動、同②は同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこ

とが認められる。

なお、異動日については、B社の回答から判断すると、申立期間①は昭和37年3月1日、申立期間②については40年4月22日とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立期間①は、申立人のA社に係る昭和37年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円、申立期間②は、申立人の同社C事業所に係る40年5月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和33年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月11日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和30年4月6日から平成6年1月22日に定年退職するまでの期間はA社に継続して勤務しており、申立期間当時は、同社B部C工場から同社D工場に異動した時期であるが、厚生年金保険料は給与から控除されていた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社B部C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の供述から判断すると、昭和33年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B部C工場における昭和33年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿謄本により、A社は平成19年4月25日に破産手続が終結していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡していることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年8月、同年9月及び12年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から12年12月31日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が説明なく減額されているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 したがって、申立人の標準報酬月額については、A社における厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除であると認められることから、申立期間のうち、平成9年8月、同年9月及び12年7月は、申立人から提出のあった同社の翌月の給与支給明細書（写し）で確認できる厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額である26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち、平成9年8月、同年9月及び12年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成5年4月から同年11月までの期間、6年2月から7年10月までの期間、同年12月から9年7月までの期間、同年10月から10年1月までの期間、同年3月から12年6月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間については、申立人から提出のあった給与支給明細書（写し）により確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、給与支給額に基づく標準報酬月額と一致又は低額となっており、かつ、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法に基づく記録訂正及び保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立人は、平成6年1月、同年2月、7年12月及び10年3月分の給与支給明細書を保管していないことから、申立期間のうち、5年12月、6年1月、7年11月及び10年2月に係る給与から控除されていた厚生年金保険料控除額及び給与支給額を確認できない上、A社は、16年6月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により17年2月4日に解散していることが確認できることから、申立人に係る当該期間の給与支給明細書等の関係資料を得ることができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から平成11年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から平成11年11月まで

私は、20歳の時に国民年金に加入し、年金手帳を受け取った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料は、A市役所から納付書が送付されてきたので、全ての期間ではないが、私が少しずつ何回かに分けて、郵便局又は金融機関で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の一部の期間について国民年金保険料を納付していたと述べているが、i) オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成12年3月15日に、B社会保険事務所(当時)から払い出されていることが確認できること、ii) A市における申立人の国民年金資格異動履歴詳細により、同年同月29日に国民年金被保険者資格取得日を昭和58年6月17日として、申立人の被保険者名簿が作成されたことが確認できること、iii) 申立期間について、同市における申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、申立期間の保険料の納付書は交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された平成12年3月において、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できない上、10年2月から11年11月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶がないとしていることから、申立期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年8月まで

私は、会社を退職後の昭和50年4月頃、実家のあるA町（現在は、B町）へ戻り、私の妻と一緒に国民年金の加入手続を同町役場で行い、申立期間の夫婦二人分の保険料は、私の父親に納付してもらっていた。

ねんきん定期便で申立期間について、私の妻は納付済期間であるのに、私だけ当該期間の保険料が未納であることを知った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃にA町役場で転入手続を行った際、申立人の妻と共に国民年金に加入したと述べているところ、国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、50年7月頃払い出されていることが確認できるものの、申立人に係る同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認され、未加入期間は国民年金保険料の納付書は交付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者資格は、平成9年1月以降に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和50年4月1日を国民年金の被保険者となった日として取得されていることが確認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間について、申立人の国民年金保険料の納付を行ってくれたとする申立人の父親は、高齢のために記憶が定かでないことから、当時の申立人の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたかをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年12月まで

私は、国民年金に加入した時期は記憶にないが、当時経営していたA店の売上げが良くなった頃に、平成5年1月から6年12月までの過去2年分の未納期間の国民年金保険料を一括して納付したと記憶している。

その金額は36万円ぐらいで、B市C区役所内のD銀行（当時）の窓口で納付し、その何年後かに、E社会保険事務所（当時）で、当該納付状況について確認したところ、記録が残されており、納付した金額も一致していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期は記憶にないとしているところ、i) オンライン記録により、申立人は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前に国民年金に加入していた者に必ず付番される国民年金の記号番号が無いことが確認できること、ii) E市が保管する資格異動履歴詳細により、同市では、9年2月7日に、申立人について初めて国民年金の資格取得処理を行っていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、9年2月頃であると推定され、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推定される平成9年2月の時点において、過年度納付が可能であった7年1月から8年3月までの国民年金保険料は納付済みであることが確認できることから、申立人が遡って納付したとする保険料は、当該期間の保険料であると推認される。

さらに、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出されたことをうかがわせ

る事情も見当たらないとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年4月まで

私は、昭和46年4月頃、A市役所又は同市B区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、納付期限内に納付していたと記憶しており、後からまとめて納付するようなことはしていない。

自身で納付していなければ両親が納付してくれていたはずであり、納付場所や納付金額等の記憶はないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和52年12月から53年1月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の国民年金の加入手続はその頃に行われたものと考えられるが、その時点で申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人に係るA市の過年度納付記録簿により、申立人は、昭和52年8月1日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。当該記録は、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の記録とも一致しており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、保険料を納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和46年4月当時は、加入者に対して黄土色の年金手帳が交付されていたが、申立人はこれまで、オレンジ色の手帳（昭和49年11月以降に発行）1冊のみしか所持しておらず、黄土色の手帳を所持していた記憶はないとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年3月まで

私は、昭和51年6月29日に申立期間を含む昭和51年度国民年金保険料を一括納付したが、会社に就職した51年10月1日に厚生年金保険被保険者となったため、申立期間の国民年金保険料を還付してもらう必要が生じた。

社会保険事務所(当時)は昭和52年1月14日に申立期間の国民年金保険料相当額を還付したとしているが、私は還付金を受け取っていないので、納付した申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料に係る還付事由である、厚生年金保険被保険者の資格取得(昭和51年10月1日付け)に伴う国民年金被保険者資格の喪失手続について、申立人は、「自分がA市B区役所で行った。」と述べているところ、i) 申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人が会社に就職し厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和51年10月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認できること、ii) 特殊台帳(マイクロフィルム)により、当該国民年金被保険者の資格喪失について、52年2月に送達処理されたことが確認できることから、申立人は、51年10月から52年1月頃までの間に同区役所で申立期間に係る国民年金被保険者の資格喪失手続を行ったものと推認できる。

また、特殊台帳により、国民年金の被保険者資格喪失(昭和51年10月1日付け)に伴い昭和52年1月6日付けで納付済期間であった申立期間の国民年金保険料相当額(8,400円)を還付決定した記録が確認でき、還付整理簿に記載された申立人の氏名、住所(A市B区役所)、還付金額(8,400円)、還付事由(資格喪失)、還付決定日(昭和52年1月6日)及び還付金支払日(昭和

52年1月14日)の記録についても不自然さは認められない。

さらに、申立人から聴取しても、国年年金保険料を還付された記憶がないという以外に保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月

私は、昭和59年度A融資を受けるため、昭和58年11月10日に国民年金に任意加入して、住宅に入居した年の60年10月30日に国民年金の資格喪失のを行った。

昭和60年10月の国民年金保険料は同年同月24日に納付しているが、B年金事務所に納付記録を照会したところ、既に還付しているが、振込先の金融機関名は分からないと回答された。

国民年金保険料の還付を受けた記憶もない上、このような記録では本当に還付されたものなのか信用できず、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金保険料領収証書により、申立人は、申立期間である昭和60年10月の国民年金保険料を納付していることが確認でき、オンライン記録、C町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿及び年金手帳により、申立人は国民年金の被保険者資格を同年10月30日付けで喪失していることが確認できることから、同年同月の保険料は、還付の対象となる。

また、C町の国民年金被保険者名簿により、同町が申立人の当該期間の還付請求書を受理し、昭和61年1月6日に社会保険事務所（当時）に対し送達していることが確認でき、オンライン記録により、同年同月28日に還付決定し、同年2月17日に支払通知書が作成され、E信用金庫（現在は、F信用金庫）の申立人名義の口座に振込されていることが確認できる上、これらの記録に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年3月まで

私の母親が、昭和46年頃にA町（現在は、B町）のC支所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間について、自宅に来ていた町内の集金人に私と父親の二人分の保険料を毎月納付書により一緒に納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ってくれたはずと主張する申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続きを初めて行った時期について、「昭和52年8月後に行ったと思う。」と述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年12月又は54年1月にA町で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の全てについて、申立人の母親は、「長男（申立人）と夫の国民年金保険料を一緒に毎月納付書により納付していた。」と述べているが、A町の国民年金被保険者名簿により、申立人の父親について、i) 申立期間を含む昭和45年度及び46年度の保険料はそれぞれ昭和45年12月及び46年12月に一括納付し、申立期間のうち、47年4月から50年3月までの期間については3か月又は9か月ごとに納付していることが確認できること、ii) 当該被保険者名簿の検認記録欄に昭和47年度から「領収」と押印され、それ以前は「検認」と押印されていることが確認できること、B町から、「A町では、国民年金保険料の収納について、申立期間のうち、昭和46年6月から47年3

月までの期間は、国民年金手帳に印紙を貼付して保険料を収納する印紙検認方式であり、同年4月以降は納付期限が3か月ごとの納付書による収納方式を行っていたと思われる。」との回答を得ていることから、申立人の母親の主張とは一致しない。

さらに、申立人の母親は、「申立期間当時、夫が加入していた納税組合の集金人が納税貯蓄金と一緒に国民年金保険料を集金していた。」と述べているが、申立期間当時近隣に在住し、申立人の父親と同じ納税組合に加入していた組合員の妻は、「当時、納税組合の役員が自宅に集金に来ていたが、私の国民年金保険料は役場で納付しており、加入していた納税組合及び自治会は国民年金保険料を集金していなかったと思う。」と述べていることから、申立人の母親が納付していたとする納税組合の集金人が国民年金保険料を集金していなかった可能性も否定できない。

加えて、申立期間は46か月と長期間であり、申立期間について、申立人に対し別に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

その上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間について、申立人の母親が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年3月まで

私の母親は、私の兄妹全員の国民年金保険料を納付してくれており、私の国民年金も、私が20歳になった昭和40年*月頃に母親が加入手続を行ってくれ、毎月自宅を訪問する集金人に保険料を納付してくれていた。

その母親は既に死亡しているが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が20歳になった昭和40年*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、その保険料も納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び特殊台帳（マイクロフィルム）の記録等により、43年5月頃に払い出されたものと推認でき、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和40年6月から41年3月までの期間については、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、同年4月から42年3月までの期間については、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の姉（次女）の当該期間の保険料も未納であることから、兄妹全員の保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人のみ当該期間の保険料を納付したものと考えるのは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3254

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 25 日から 57 年 1 月まで

申立期間は、A社（後にB社、C社に商号変更）の代表取締役として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間を含む昭和 39 年 5 月 18 日から 57 年 3 月 31 日まで、A社の代表取締役として登記されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、適用事業所名簿及びオンライン記録によると、昭和 46 年 3 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、遡った訂正処理は行われておらず、社会保険事務所（当時）の処理に不合理な点は見当たらない。

なお、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日以降において、商号変更したB社及びC社の名称での同保険の適用事業所の有無について、適用事業所名簿及びオンライン記録により確認したが、両名称での適用事業所は確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 46 年 3 月 25 日に、申立人を含む厚生年金保険の被保険者であった 5 人全員が同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所の代表取締役であった申立人に対し、申立期間当時の社

会保険の適用状況及び事務処理状況等について照会したが回答を得られないことから、商業登記簿謄本により申立期間当時、当該事業所の取締役（後に代表取締役）であったことが確認できた申立人の弟に照会したところ、同人は、「申立期間当時のことは何も覚えていない。」と供述しているほか、オンライン記録によると、同人は当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和46年3月25日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年7月分から48年3月分までの保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立人が年金事務所に提出した年金記録の確認申立書において、「私はA社の代表者として会社の運営を行い、経理関係は会計事務所へ依頼していたので、年金等の手続は同事務所が間違いなく実行していたと思う。」と主張しているものの、当該会計事務所の名称、所在地等について特定できる供述は得られない上、当該会計事務所が、事業主である申立人の同意を得ないまま、社会保険事務所に対し、厚生年金保険の適用事業所に係る各種届出及び同保険の被保険者資格の取得又は喪失に係る届出を行うことは通常考え難く、申立人がこれらの事務手続について知り得る立場にあったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる資料を保有していないものの、仮に、申立期間について、申立人に係る同保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている者であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 5 日から同年 8 月 9 日まで
② 昭和 34 年 11 月 18 日から 36 年 3 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社B工場（現在は、A社C工場）に勤務し、D業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B工場が作成した労働者名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社C工場は、「当時の書類は、労働者名簿以外は全て廃棄されており、当時を知る社員もいないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況は分からない。」と回答している。

また、申立期間①及び②当時、A社B工場において社会保険事務を担当していたとする者は、「雇用形態は、臨時、臨時雇員及び一般職員に区分されていた。臨時雇員及び一般職員は厚生年金保険に加入させて厚生年金保険料を控除していたが、臨時は業務の繁忙期に臨時的に雇用する雇用形態であり、同保険には加入させていなかった。」と供述しているところ、前述の申立人に係る労働者名簿によれば、「雇入：昭和 33 年 2 月 5 日、役名：臨時」と記載されており、その後も役名に変更があった形跡が無く、両申立期間における申立人の雇用形態は臨時のままであったことが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚 6 人のうち生存及び所在が確認できた二人に照会し、入社時の雇用形態が臨時であったとする同僚一人から回答が得られたところ、同人は、「昭和 32 年

12月に臨時で採用となったが、臨時の期間は厚生年金保険に加入できなかった。33年4月に臨時雇員となった時点で厚生年金保険に加入した。」と供述している。

さらに、A社C工場から申立期間①及び②当時に同社B工場に在籍していた同僚6人について労働者名簿が提出されたところ、これら名簿において雇入れの日の役名が申立人と同様、臨時と記載されている二人は、同社同工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により雇用形態が臨時から臨時雇員に変更となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認したところ、同名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録が欠落したものは考え難い。

なお、申立期間①及び②当時、A社B工場の親会社であったE社の被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は無く、両申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

その上、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3256（事案 1375 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 33 年 1 月から同年 5 月まで
③ 昭和 36 年 1 月から同年 3 月まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、及びC社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないとの通知をもらった。

その後、申立期間②及び③に係る新たな資料が見つかったので、再調査の上、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の申立内容及び同僚の供述から判断すると、勤務期間及び雇用形態等は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、i) 同社は昭和 56 年 10 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、59 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、申立期間①当時の事業主及び取締役のいずれもが既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できないこと、ii) 申立人が申立期間③以後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が 36 年 5 月 31 日に作成したことが確認できる履歴書の写しのいずれにおいても、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことが記載されていないこと、iii) 健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によ

り、申立期間①において同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人のうち4人は既に死亡しており、所在が特定できた二人に照会し一人から回答が得られたものの、「申立人が勤務していた記憶はあるが、厚生年金保険の適用や厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることはできないこと、iv) 同社に係る被保険者名簿を確認した結果、申立人が申立期間①において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、新たな資料及び情報等を提出することなく「証明するものは無いが、家族のために一生懸命働き、人生で一番苦労した時期である。」等主張しているが、当初の資料及びその内容等を再確認したものの新たな事情は見当たらないことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人の申立内容、申立人が申立期間③以後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が昭和36年5月31日に作成したことが確認できる履歴書の写しから判断すると、勤務期間及び雇用形態等は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、i) 申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について同社に照会したものの、「確認できる資料が無く、全く不明である。」と回答している上、申立期間②当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 被保険者名簿により、申立期間②において同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚10人のうち5人は既に死亡しており、所在が特定できた5人に照会したところ、回答が得られた二人のいずれもが「申立人に係る記憶はない。」と供述していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせるような供述を得ることはできないこと、iii) 同社に係る被保険者名簿を確認した結果、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間②当時の同僚一人の名前

及び当該事業所の慰安会風景等の写真2枚を提出しているが、当該同僚は既に死亡しているため供述を得ることができない上、当該写真からは、申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況が確認できないことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 3 申立期間③については、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、i) 同社に照会したところ、「確認できる資料が無く、全く不明である。」と回答している上、申立期間③当時の事業主も既に死亡しており、申立期間③当時の取締役等に照会したが、「申立人に係る記憶はない。」と供述していることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立人が申立期間③以後に勤務していた事業所に保管されていた申立人の職歴が確認できる人事記録の写し及び申立人が昭和36年5月31日に作成したことが確認できる履歴書の写しのいずれにおいても、申立人が申立期間③において、同社に勤務していたことは記載されていない上、申立期間③においては、同社とは異なる事業所で勤務していたことが記載されていること、iii) 被保険者名簿により、申立期間③において同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚4人のうち1人は既に死亡しており、所在が特定できた3人に照会したところ、回答が得られた二人のいずれもが「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間③における勤務実態等をうかがわせるような供述を得ることはできないこと、iv) 同社に係る事業所別被保険者名簿を確認した結果、申立人が申立期間③において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、健康保険の被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月16日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、申立期間③当時の当該事業所で従事業務に係る写真1枚を提出しているが、当該写真からは、申立期間③に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況が確認できないことから、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

- 4 そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 11 日から 55 年 5 月 1 日まで
② 昭和 56 年 12 月 11 日から 57 年 4 月 28 日まで
③ 昭和 57 年 12 月 10 日から 58 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 58 年 12 月 11 日から 59 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 59 年 12 月 11 日から 60 年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 60 年 12 月 11 日から 61 年 5 月 1 日まで
⑦ 昭和 61 年 12 月 11 日から 62 年 5 月 1 日まで
⑧ 昭和 62 年 12 月 6 日から 63 年 5 月 2 日まで
⑨ 昭和 63 年 12 月 25 日から平成元年 7 月 1 日まで

A社には、B職として、昭和 54 年 5 月 1 日から平成元年 7 月 1 日まで継続して勤務したが、申立期間①から⑨までについて、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑨までについて、申立人の従事業務に関する具体的供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が各申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成 5 年 8 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により、14 年 12 月 3 日に解散していることが確認できる上、申立期間①から⑦までの当時の事業主は、既に死亡しており申立期間⑧及び⑨当時の事業主に照会したところ、「各申立期間当時の資料は保存されていないので当時のことは分

からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①から⑨までにおける勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により申立期間①から⑨までの当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者で生存及び所在が確認できた同僚7人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）に照会し、二人から回答が得られたところ、そのうち社会保険の手続及び給与事務を担当していたとする同僚は、「申立人のようなB職については、毎年、4月から5月頃に厚生年金保険の被保険者資格取得の手続を、また、12月頃に同資格喪失の手続を行っていた。同保険の資格喪失時には、健康保険任意継続の手続をまとめて行った記憶がある。厚生年金保険に加入していない期間は、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により申立期間①から⑨までの当時、申立人と同様、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失を繰り返していることが確認できた同僚5人のうち生存及び所在が確認できた4人に照会し、一人から回答が得られたところ、同人は、「B職として勤務していたが、昭和54年頃から63年頃までは、毎年5月から12月まで厚生年金保険に加入していた。冬期間は同保険に加入しておらず、健康保険は任意継続した。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録並びに雇用保険の被保険者記録によると、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日と厚生年金保険の被保険者資格取得日及び被保険者資格喪失日とはほぼ一致しており、毎年、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で健康保険任意継続被保険者の資格取得の手続を行っていることが確認できる上、前述の同僚5人については、申立人と同様に、i) 全員が1年のうち5月頃から11月頃までの期間において厚生年金保険の被保険者記録があり、年ごとに同資格の取得及び喪失を繰り返していること、ii) 5人のうち4人は、毎年、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で健康保険任意継続被保険者の資格取得の手続を行っていること、iii) 全員が雇用保険の被保険者資格取得日及び離職日と厚生年金保険の被保険者資格取得日及び被保険者資格喪失日とはほぼ一致していることが確認でき、これらの記録は前述の社会保険の手続及び給与事務を担当していたとする同僚の供述と符合している。

その上、申立期間①から⑨までについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のこれら申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間⑨については、申立人は、雇用保険被保険者記録により、当該期間のうち平成元年5月1日からは他の事業所で雇用保険の加入記録が確

認できる上、オンライン記録により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 21 日から 59 年 4 月 21 日まで
昭和 54 年 5 月 21 日に A 社 (現在は、B 社) に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が 59 年 4 月 21 日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が作成した「永年勤続表彰者一覧」から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得日は昭和 59 年 4 月 21 日であることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致している。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について当該事業所に照会したところ、「当時を知る担当者が退職していることから、詳細は不明である。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 5 人のうち所在が確認できた 4 人及びオンライン記録により当該事業所において申立期間前後に厚生年金保険の加入記録が確認できる 16 人の計 20 人に照会し、12 人から回答を得られたところ、そのうち 7 人は「勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人は勤務していた。」と供述しているものの、申立期間当時、当該事業所で労務関係事務を行っていた者は、「申立期間当時は正社員及び嘱託社員についてのみ厚生年金保険に加入させており、臨時職員であるアルバイト等については、基本的に厚生年金保険に加入させない取扱いをしていた。申立人は入社時、臨時職員として採用され昭和 59 年 4 月 21

日から厚生年金保険が適用になったと思われる。」と供述している。

加えて、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、昭和 59 年 4 月 21 日に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録はオンライン記録とも一致している。

なお、国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間前の昭和 54 年 1 月 16 日から国民年金に加入し、申立期間の一部である同年 5 月から同年 11 月までの期間は国民年金保険料納付免除申請を行っており、同年 12 月から 56 年 9 月までの期間は同保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月から 29 年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 10 月 26 日から 32 年 8 月 24 日まで

申立期間①については、A学校卒業後にB社に入社してC業務の仕事をしてきた。また、申立期間②については、C業務の仕事からD作業場勤務に変更になった時期であったと思う。

両申立期間について、B社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人の勤務に関する供述及び同僚の供述から判断すると、正確な入社年月日及び退職年月日は不明であるものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についてB社に照会したところ、「申立期間①及び②当時の関係書類を保存しておらず、申立人の両申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については不明。」と回答している。

また、申立期間①については、申立人は、「A学校卒業後に同級生二人と一緒に入社した。」と述べていることから、この二人について当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、一人は昭和30年3月1日に、もう一人は同年6月26日に資格取得していることが確認できることから、この二人に照会したところ一人は、「申立人の入社年月については記憶していない。私は、A学校卒業後は家事手伝をしており、昭和32年に結婚する前の2年程度勤務しただけであり、申立期間当時のことは分からない。」と述べており、もう一人は、「申立人と同級生であったことは覚えて

いるが、そのほかのことは覚えていない。私は、学校を卒業してしばらくしてから2年程度勤務しただけであるので、当時のことは分からない。」と述べていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立期間②については、申立人は、「3人1組でD作業場勤務をしていた。」と述べているものの、そのうち一人は姓のみしか記憶しておらず、ほかの一人は氏名を記憶していないことから、これらの者を特定することができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

加えて、オンライン記録により当該事業所において申立期間①及び②中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人に照会し、10人から回答を得られたところ、一人が「申立人は、当初はC業務の仕事をしており、途中でD作業場勤務に変更になったが、正確な勤務期間は分からない。」と述べているものの、そのほかに申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができないことに加え、二人が「当時の会社の経営状況は良くなかったと思う。」と述べている。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の資格取得日は昭和29年10月1日、資格喪失日は30年10月26日と記載されており、オンライン記録と一致する上、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 21 日から 31 年 6 月 20 日まで
A社のB事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録を確認することができないが、間違いなく同事業所に勤務していたので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立人が申立期間後の昭和 33 年 7 月に作成したことが確認できる履歴書の写し及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間において、A社のB事業所に臨時雇用員として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿のいずれにおいても、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同事業所を管轄していたA社C支店も、昭和 38 年 10 月 1 日に同保険の適用事業所となっていることから、申立期間において、同事業所は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、D社に対し、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況について照会したところ、同社は「A社では、昭和 38 年 10 月 1 日から臨時雇用員に対し厚生年金保険の適用を開始したことから、申立人が申立期間において、同保険の適用を受けていたということはあり得ない。」と回答している上、同社から提出されたA社報によると、当該社報に記載された通知をもって臨時雇用員等の社会保険事務に係る処理規程が定められたとともに、C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日である同年 10 月 1 日から、臨時雇用員に対する厚生年金保険の適用及び同規程の施行が開始されたことがそれぞれ確認できる。

さらに、B事業所を管轄していたC支店が刊行したC支店報に記載された通知によると、申立期間後の同日時点においても、A社では、臨時雇用員を日雇労働者健康保険に加入させていたことが確認できるところ、前述のA社報により、臨時雇用員に対する厚生年金保険の適用が開始された38年10月1日の前日である同年9月30日をもって、同日まで施行されてきた日雇労働者の健康保険事務に係る処理規程が廃止されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 21 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、受けたこともないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後 2 年以内に同資格を喪失した 39 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 26 人（申立人を含む。）は資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、このうち 7 人が事業所が脱退手当金の代理請求を行っていた旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立人の被保険者原票に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 45 年 4 月 21 日から約 2 か月後の同年 6 月 19 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 11 日から 44 年 5 月 2 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和44年10月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3263 (事案 357 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 19 日から 47 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。申立期間以前の昭和 43 年 3 月 21 日から 45 年 12 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給した記憶はあるものの、申立期間の脱退手当金については受給していないので、第三者委員会に申し立てたが、申立内容を認めることができない旨の回答をもらった。

しかし、どうしても納得ができないので、もう一度調べてその結果を回答してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間以前にそれまで加入していた厚生年金保険について脱退手当金を受給したと主張しているが、申立期間以前に申立人に脱退手当金が支給された記録は無いほか、この脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示がある上、オンライン記録によれば、申立期間後に同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間（昭和 43 年 3 月 21 日から 45 年 12 月 1 日まで）を計算の基礎として支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 50 年 11 月 12 日に旧姓から新姓に氏名変更されているところ、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、

iv) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たな資料、情報を提出することなく、「どうしても納得できない。もう一度調べてその結果を回答してほしい。」と主張しているが、これは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

A事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間の加入記録が無い。

申立期間当時、A事業所の所長であり厚生年金保険に関する事務も担当していた夫が「職員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と述べているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、昭和 45 年 6 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、A事業所は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、昭和 26 年 10 月 16 日に健康保険の適用事業所となり、48 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A事業所の運営主体であるB社が保管している昭和 45 年度A事業所歳入歳出決算書において、同年度にA事業所が支出した社会保険等負担金の額が6万7,776円となっているところ、この金額は被保険者原票から試算した同年度の健康保険料事業主負担額の6万2,230円とおおむね一致する。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人は、被保険者原票により、申立期間において健康保険の被保険者資格を取得しているものの、このうち二人（健康保険の被保険者資格を昭和 46 年 4 月 1 日に喪失した一人を除く。）が厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人が同保険の被保険者資格を取得した日と同日の 48 年 4 月 1 日であることが確認できる。

加えて、被保険者原票により申立期間当時に健康保険の被保険者であることが確認できる申立人及び同僚3人の計4人については、厚生年金保険手帳記号番号払出簿では、昭和48年5月9日に同保険手帳記号番号が連番で払い出されている（被保険者資格の取得日は同年4月1日となっている。）ことが確認できる上、同保険の資格取得日はオンライン記録と一致している。

その上、申立期間にA事業所において勤務していた同僚で連絡先が確認でき、かつ、回答を得られた5人のうち1人は「時期は分からないが、A事業所に勤務した当初の期間においては、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入していなかった期間には給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 12 月 12 日まで

申立期間は、A社にB業務担当として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社の事務所所在地、業種及び創業者の姓を記憶していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 45 年 12 月 12 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主及び上記創業者も既に死亡しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人は、上記創業者のほか姓のみ記憶している同僚一人を挙げているが、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該事業所において、申立期間当時に当該同僚と同姓の厚生年金保険被保険者は確認できないことから、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者 10 人に照会したところ、そのうち回答を得られた 4 人全員が、「申立人の名前に記憶はなく、勤務していたか否かは分からない。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

さらに、上記同僚 4 人のうち、申立期間当時にB業務担当責任者であった者は、「各社員の雇用形態や厚生年金保険の加入の取扱いについては分からないが、当時募集広告で「試用期間あり」とする記載があった記憶がある。」と述

べているほか、正社員であった一人は、「入社時に会社からは、厚生年金保険には勤務実績などを考慮し、試用期間が経過してから加入すると言われた。試用期間中は厚生年金保険には加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている上、オンライン記録によると、この同僚は、自身の記憶する入社日から3か月以上経過した後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった状況が認められる。

加えて、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間は、A社又はB社(現在は、C社)に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和 62 年 8 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、B社は同年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できるところ、A社において資格を喪失後、B社において再度資格を取得していることが確認できる者 20 人(申立人を除く。)全ての者が申立期間において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、上記同僚 20 人(申立人が名前を挙げた同僚 5 人を含む。)に照会したところ、12 人から回答を得ることができたが、そのうち申立期間当時に社会保険事務を担当していた経理課長は、「当時A社は厳しい経営状況であったので、再起するため、新設法人であるB社を昭和 62 年 8 月 18 日に設立し、社員は皆同年同月 20 日にA社を退職させ、同年同月 21 日にB社に入社させた。社員の退職と同時にA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を行ったが、B社は厚生年金保険加入の書類上の手続が整わず、同年 10 月 1 日から同保険の適用事業所となったので、申立期間において社員は皆厚生年金保険には加入させておらず、給与から同保険料を控除していない。」と述べているほか、別の一人は、「申立期間は厚生年金保険には加入しておらず、

給与から同保険料は控除されていなかった。」と述べている上、当該同僚二人が所持する給料支払明細書によると、申立期間における厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間当時の経理事務担当者は、「当時会社からは書類手続上、B社における厚生年金保険の加入が少し遅れるので、各自で国民年金に加入するよう指示があり、私は国民年金に加入していた。社員は皆厚生年金保険に加入していないので、給与から同保険料を控除していない。」と述べており、オンライン記録によると、当該同僚は、申立期間において国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社に照会したが、「確認できる書類が無く不明である。」と回答している上、上記3人を除く9人の同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から 40 年 7 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 42 年 2 月まで

申立期間①については、A社でB職として勤務していた。

申立期間②については、C社でB職として勤務していた。

各事業主から、保険類は全部加入させると言われていたもので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申立内容及び前職であるD社の同僚の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がB職としてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた同僚の氏名を覚えておらず、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況について確認することができない上、オンライン記録によると、同事業主は、申立期間①においては国民年金に加入し、その保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、前職であるD社の同僚らの名前を挙げて、「この者らは私がA社で勤務していたことを知っている。」と述べていることから、生存及び所在が確認できたD社の同僚二人に照会したところ、そのうち一人

は、「申立人は、D社を退職後、A社でB職として勤務していたが、いつからいつまで勤務していたかはよく覚えていない。」と述べており、他の一人は、「D社では一緒に勤務していたが、申立人の退職時期及び転職先は知らない。」と述べていることから、申立人のA社における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、当該事業所から厚生年金保険被保険者証及び健康保険証を交付されていないと述べている。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社の事業主、事業主の息子である取締役及び取引先の社員の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がB職として同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、前述の事業主に照会したところ、「当時の資料は残されていない。申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、商業登記簿謄本により当該事業所の取締役であったことが確認できる事業主の妻は、「私は給与事務をしていた。従業員の出入りが激しく給与も歩合制であったので厚生年金保険には加入していない。」と述べており、事業主及び当該取締役の年金記録を確認したところ、申立期間②においては、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた一人の同僚は所在が特定できず、前述の取締役であった事業主の妻が名前を挙げた当該事業所の従業員は名字のみであるため個人を特定することができないことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、当該事業所から厚生年金保険被保険者証及び健康保険証を交付されていないと述べている。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除の事実を確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 12 日から同年 12 月 21 日まで
平成 9 年に A 社を退職後、他の会社に勤務したが、やはり同社で勤務したいと思い、社長に再就職を頼んで勤務したのに申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する平成 13 年のダイアリーの記載内容により、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立人は、申立期間においては季節雇用扱いであり、本人の希望により社会保険には加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。季節雇用であっても基本的には、社会保険に加入している。雇用保険には全員加入している。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人のうち 1 人の同僚は、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 9 人（申立人が名前を挙げた同僚 4 人を含む。）に照会したところ、二人から回答を得られたが、両人とも「厚生年金保険の加入についてはよく分からない。」と述べていることから、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、前述の同僚 9 人のうち 2 人の同僚は、申立人と同じく当該事業所における雇用保険被保険者記録が存在するものの、厚生年金保険被保険者記録が

無い期間が存在することが確認できる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険届出事務を代行しているB社に照会したところ、「申立期間当時の厚生年金保険のデータは無いが、健康保険被保険者の一覧表には申立人の名前の記載が無い。」と回答している上、C国民健康保険組合D支部に照会したところ、「平成13年の名簿には申立人の組合員資格取得の記録は無い。」と回答している。

その上、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 6 月 16 日まで

昭和 38 年 7 月から平成 9 年 6 月まで A 社 B 支店に勤務し、8 年 4 月 16 日から 9 年 6 月 16 日までは同社から C 社に派遣され、D 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間の給与は同社から支給されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店に照会したところ、「申立人は、平成 7 年 8 月 11 日から C 社に出向させていたところ、本人から 8 年 4 月に希望退職の申出があったことにより、同年 4 月 15 日に退社している。その後、C 社の直接雇用となったと聞いており、申立期間においては当社の社員ではない。」と回答している上、同社同支店が保管する同社同支店と C 社との覚書により、申立人が平成 7 年 8 月 11 日から C 社 E 支店に出向していたことが確認できるほか、A 社 B 支店が保管する人事目帳(人事記録)及び 8 年 4 月 9 日付け「第 2 回希望退職者のお知らせ(部内回覧)」により、申立人が同年 4 月 15 日付けで同社を希望退職したことが確認できる。

また、C 社に照会したところ、「申立人は、平成 8 年 4 月 16 日に当社と嘱託契約を結び、同年 9 月 30 日に同契約が解除されていることから、申立期間においては当社に勤務していない。」と回答している上、同社が保管する人事配置表作成資料により、申立人が平成 8 年 4 月 16 日に同社と嘱託契約を結び、同年 9 月 30 日に同契約を解除されたことが確認できる。

さらに、申立人が C 社と一緒に勤務していたとする者二人のうち、自身と同

様に他社からC社に派遣されていたと供述する者は、「私は、平成7年8月から11年10月まで他社からC社に出向していたが、申立人と一緒に勤務したのは1年と少しであったと記憶しているので、申立人は8年9月末には退社したと思う。」と供述しているほか、申立人が同社の社員であったと供述する他の一人は、「申立人とはE支店で一緒に勤務したが、A社B支店を早期退職したことは聞いていたものの、同支店にいつまで勤務していたかは記憶していない。」と供述しており、申立人が申立期間においてA社B支店又はC社に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、当該同僚二人が、申立期間当時、C社E支店で一緒に勤務していたと供述する者二人に照会したところ、このうち申立人と同様に他社からC社に派遣されていたとの供述が得られた者は、「申立人とはE支店で一緒に勤務したが、申立人の退社時期は分からない。」と供述しているほか、同社の社員であったとの供述が得られた他の一人は、「申立人と一緒に勤務したのは、平成7年8月から1年と少しであったと記憶している。」と供述しており、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

その上、オンライン記録により、平成8年4月にC社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人（現在も被保険者である者を除く。）に照会したところ、回答が得られた4人は、いずれも「申立人のことは知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間においてA社B支店又はC社に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は、A社B支店において昭和38年7月17日から平成8年4月15日まで、C社において同年4月16日から8年9月30日まで、それぞれ同保険の被保険者であったことが確認でき、これらは、いずれも厚生年金保険の被保険者記録と合致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から29年4月3日まで

昭和28年10月にA社を退職後、同年11月1日からB社C支社にD部E職として入社し、同社がA社と合併した後の35年9月まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が削除されている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和29年2月2日交付のE職身分証明書（B社勤務）を保管していること、及び申立人が同期入社であったと供述する同僚が、「申立人は、昭和28年11月からB社C支社にE職として勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間においてB社C支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿によると、B社を継承したA社は平成10年9月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する同僚12人のうち、同期入社であったとする者3人については、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、このうち申立人がその後A社のF職となったと供述する者は、昭和29年3月4日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、G担当のE職であったと供述する者は、申立人と同日の同年4月3日に同保険の被保険者資格を取得した後、同年4月30日に同資格を喪失したこと

が確認でき、いずれも、申立期間の大半又は全てについて同保険の被保険者であった形跡が無い上、申立人がH部E職で入社約2か月後に退社したと供述する者は当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無く、当該3人のうち生存及び所在が確認できる者一人に照会したところ、「私も同業他社を退社してB社に入社したが、入社後3か月から6か月ほどの試用期間があった。」と供述している一方で、同人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

一方、当該同僚12人のうち他の8人については、いずれも既に死亡あるいは生存及び所在が不明であるか又は個人を特定することができず、申立人がI管理職であったと供述する別の一人に照会したものの、「当時のことを思い出すことができない。」と供述しており、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できる者7人に照会したところ、回答が得られた6人のうち5人は、いずれも「入社後おおむね3か月から6か月の試用期間があった。」と供述しているとともに、このうち当該事業所における具体的な勤務期間に係る供述が得られた3人については、自身が記憶する入社時期から、それぞれ2か月後、4か月後、8か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者からも、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、「申立期間の厚生年金保険加入記録が削除された。」と主張するが、当該事業所の被保険者名簿は、その様式において使用される字体が旧字体であることから申立期間当時作成されたものであると認められるところ、同名簿において申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日及び同資格喪失日は、それぞれ昭和29年4月3日、33年1月1日と記載されていることが確認できる上、記載の訂正又は削除が行われた形跡も無く、ほかに申立期間の厚生年金保険加入記録が削除されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 54 年 6 月 1 日まで

申立期間はA社に社会保険事務担当者として勤務し、算定基礎届等も私が提出していた。年金記録では、申立期間の標準報酬月額が上下しているが、支給されていた給与額は覚えていないものの、事務職で月給制であったため、給与額が上下することはなかったはずである。

当時のことは何も記憶していないが、市役所や税務署を調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 11 年 12 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、同社の清算人であった者に照会したところ、「当時の資料を全く引き継いでいないため、申立人の標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況は不明である。」と回答しており、申立人が健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記録された標準報酬月額に見合う額を上回る報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から源泉控除されていたことを裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の源泉控除額について確認することはできない。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 10 人に照会したものの、回答が得られた 6 人から、申立人の報酬月額

及び厚生年金保険料の源泉控除額に係る供述は得られない上、このうち当時の報酬月額について供述が得られた3人は、いずれも「給与明細書を保管していないが、記憶している当時の給与額と年金記録における標準報酬月額は、おおむね合致している。」と供述しており、これらの者から、当時、年金記録における標準報酬月額が支払いを受けた報酬月額を下回っていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票によると、当該6人のうち申立人と同様に代表取締役の親族であったとの供述が得られた申立人より16歳年上の者については、申立人の標準報酬月額が8万円から7万2,000円に引き下げられた昭和49年10月1日当時の標準報酬月額が9万2,000円であることが確認できるほか、当該6人のうち申立人の妹であるとの供述が得られた者については、申立人の標準報酬月額が11万円から9万8,000円に引き下げられた52年10月1日の定時決定における標準報酬月額が8万円であることが確認できる上、当該6人のほか、代表取締役の被保険者原票により、申立人の兄であることが判明した者についても、同日に定時決定された標準報酬月額が11万8,000円であることが確認できることを踏まえると、これら親族の標準報酬月額と比較して、両時点における申立人の標準報酬月額は特に低額であるとは言い難い。

一方、申立人は、「当時の社会保険事務は自身が担当していた。」と主張するが、当該事業所に係る被保険者原票において、申立人が昭和46年4月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、54年6月1日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無く、ほかに申立人が、自身の申立期間に係る報酬月額を、被保険者原票で確認できる標準報酬月額よりも高額として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを正しく記録しなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は、「市役所や税務署を調査して、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。」と主張するが、給与支給額及び社会保険料控除額が記載された確定申告書等が国税通則法（昭和37年法律第66号）又は地方税法（昭和25年法律第126号）に基づいて保管されるのは、法定申告期限等から7年間であることから、税務署又は市役所において申立期間の当該資料は既に廃棄済みであるため、これらを確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月から 32 年 1 月まで

申立期間は、A社でB職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚に関する供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中においてA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、昭和 28 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち同日から 32 年 1 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していない上、商業法人登記簿謄本によると、49 年 10 月 1 日に解散しているほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は同僚 6 人（事業主を含む。）の名前を挙げているが、当該事業所に係る被保険者名簿によると、このうち申立人と中学校の同級生で同期入社であったとする同僚一人を含む 3 人について、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる同僚 3 人に照会したところ、全員から回答を得られたが、いずれの同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保

険料の控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

昭和 44 年 3 月 11 日から A 社に勤務していたが、46 年 9 月 1 日に同社は B 社に吸収合併された。A 社の社員全員が B 社の社員として継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の同僚の供述及び申立人の申立期間のうち一部期間について確認できる雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間において、B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社は、商業登記簿謄本によると、昭和 54 年 3 月 31 日に解散しており、申立期間当時の事業主は二人確認できるところ、一人は所在が確認できず、もう一人の事業主は、「合併に当たって引き受ける従業員を意図的に厚生年金保険に加入させないということは、普通考えられないことであるが、申立期間当時の人事・給与関係の事務は担当者に任せていたので、厚生年金保険の適用について詳しい事情は分からない。」と回答している上、当該事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及び A 社で申立人と同日の昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる 11 人の計 14 人に照会したところ、12 人から回答を得られたが、10 人は「申立人と一緒に、A 社から B 社に移った。」と供述しているものの、そのうちの二人は、「A 社から B 社に移った者については、同社では厚生年金保険に加入させてく

れなかった。」と供述している。

さらに、A社の複数の同僚の供述により同社同支店からB社に移籍した者は、申立人を含めて13人確認できたが、同社に係るオンライン記録によると、申立人を含む11人は同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、残りの二人については、一人は昭和47年11月25日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、他の一人は49年3月11日に同社の関連事業所であるC社で同資格を取得していることが確認できることから、B社ではA社から移籍してきた者に対し、移籍時点において厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から23年4月1日まで

申立期間はA省B局に勤務していたが、厚生年金保険に未加入になっている。同局では正社員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA省B局への入局に至った経緯等に関する詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、時期は特定できないものの、同局に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録及び事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立人が、名前を挙げた複数の同僚は、姓名、生年月日が明確でなく、それらの者を特定できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は「A省B局の正社員であった。」と供述しているところ、C省から提出された職員の適用年金制度に関する資料により、A省の職員は、昭和23年6月までは、A省共済組合令に基づく共済組合に加入していたものと推認でき、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月15日から同年4月5日まで
オンライン記録では、A社B事業所において昭和21年4月5日から厚生年金保険に加入となっているが、当時同社に勤務していた兄に依頼して入社し、C学校を卒業する前の同年3月15日から勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。
申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所に勤務するに至った詳細な供述から判断すると、申立人は、申立期間において、時期は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和37年12月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、申立期間当時に一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、全員から回答を得られたものの、全員が、「申立人についての記憶がない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月1日から49年1月1日まで
昭和48年12月1日からA社(現在は、B社)に勤務していたが、厚生年金保険の加入日が49年1月1日になっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の「任用辞令(写し)」及びB社から提出された申立人の「職員採用経過及び社会保険記号番号記載綴(写し)」により、申立人は昭和48年12月1日に同社に採用され平成元年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社から提出された「健康保険、厚生年金保険の新規加入について(写し)」により、当該事業所の厚生年金保険の加入は昭和49年1月1日であることが確認でき、これはオンライン記録と合致しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社は、「申立人は、おそらく、昭和49年2月の給与から同年1月分の厚生年金保険料が初めて控除されたと思われるが、立証する資料が残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同じ昭和49年1月1日付けで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者が二人確認できるものの、いずれも生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が

給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。